

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計の変更の届出がありました。

令和2年11月20日

山口県知事 村 岡 嗣 政

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ホームプラザナフコ小野田店新館
所在地 山陽小野田市日の出二丁目10番10号
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,975m²
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0 m²
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積が1,000m²以下となる日
令和2年10月30日